

広島県告示第八百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和二年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

令和二年十月一日

二 存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

三 申請期間

令和二年七月九日から令和二年八月三十一日まで

四 公示番号

区第三百七十七号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

| 漁業種類    | 名 称     | 時 期              |
|---------|---------|------------------|
| 第一種区画漁業 | あかもく養殖業 | 一月一日から二月三十一日まで   |
| 第一種区画漁業 | わかめ養殖業  | 一〇月一日から翌年四月三〇日まで |

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町長島地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によつて囲まれた区域

基 点 一 長島福浦農道開通記念碑の東側護岸の階段北側付け根

〃 二 〃 深江中の鼻

ア 一から大崎上島町箱島北端を見通す線と大崎上島町美加子島西端か

ら長島東端を見通す線との交点

イ 〃 上アから東へ二百メートルの

所

ウ 二から大崎上島町中野向山刀崎北端を見通す線上エから東へ二百

メートルの所

エ 〃

島東端を見通す線との交点

と美加子島西端から長

六 地元地区

豊田郡大崎上島町中野、大串、東野